

7・3 STCW 条約

7・3・1 IMO 人的因子訓練当直小委員会 (HTW) について

2021年2月に開催された HTW 7 に参画し、下記について審議した。

- (1) STCW-F 条約において、「限定水域」を基本訓練の一部免除の対象に含めること、漁船員が取得すべき健康証明書の最低年齢が「国内法及び慣習に従って管轄当局から認められた場合は 15 歳以上」とすることが合意されたが、これらによって STCW 条約が適用される一般商船および乗組員が影響を受けることがないことを確認した。
- (2) コロナ禍及びその終息後における船員の資格証明書等の取扱いについて、各国が暫定的に実施している資格証明書の更新延長等の暫定措置の共通化を促進することとなった。具体的な内容は通信作業部会にて審議され、その結果を海上安全委員会 (MSC104) に報告することで合意となった。
- (3) 資格証明書の電子化に係る STCW 条約改正案等が議論され、具体的な内容については、次回 21 年 7 月以降に開催予定の HTW8 まで通信作業部会で引き続き議論されることとなった。